



国内排出量取引制度に対する 連合の考え方について

2010年5月21日（金）

中央環境審議会 地球環境部会 第3回国内排出量取引制度小委員会



日本労働組合総連合会（連合）

副事務局長 逢見直人

1. 連合（日本労働組合総連合会）について

I T U C（国際労働組合総連合）
 世界155ヶ国・地域、311組織、
 約1億7,570万人が加盟。



1989年11月21日結成。
 日本の労働組合ナショナルセンター（労働組合中央組織）。
 全国約680万人の組合員が加盟する日本最大、世界第2位の
 労働組合。製造業・小売業・運輸業・サービス業・公務員
 など、あらゆる業種・職種の組合員が加盟。
 全47都道府県に「地方連合会」を設置。

全47都道府県の地方連合会

- 〈関連団体〉
- 連合総研
 - 国際労働財団
 - 教育文化協会
 - ワークネット
 - 日本高齢・退職者連合



- 大会
- 中央委員会
- 中央執行委員会

- 地方連合会
- 地方連合会
- 地方連合会
- 地方連合会
- 地方連合会

- 地域協議会
- 地域協議会
- 地域協議会
- 地域協議会

- 地区協議会
- 地区協議会

- 地域ユニオン
- 特別参加組織

- 企業別組合
- 個人加盟の組合員

54の産業別組織



- 特別委員会・専門委員会
- 構成組織代表者会議・地方連合会代表者会議

地方産業別組織

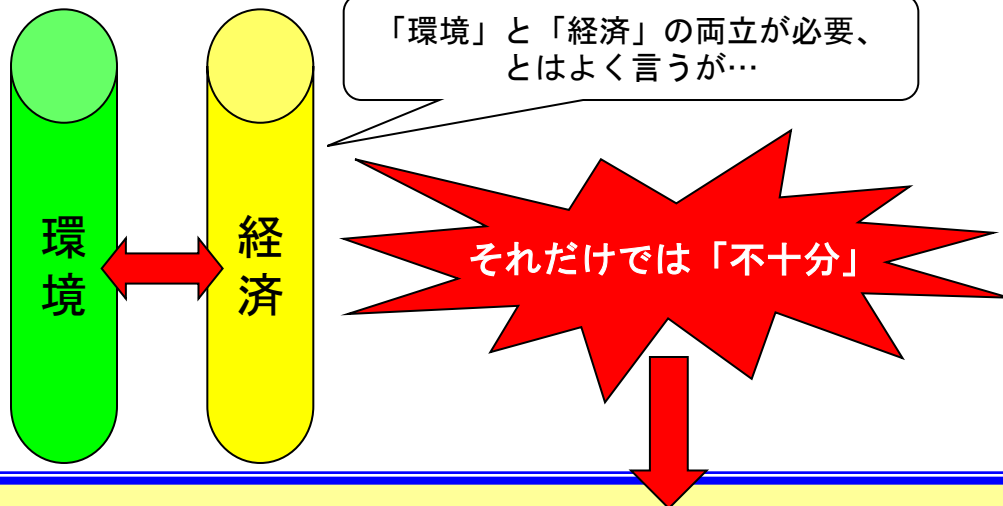


約2万5,000の企業別組合

約680万人の組合員



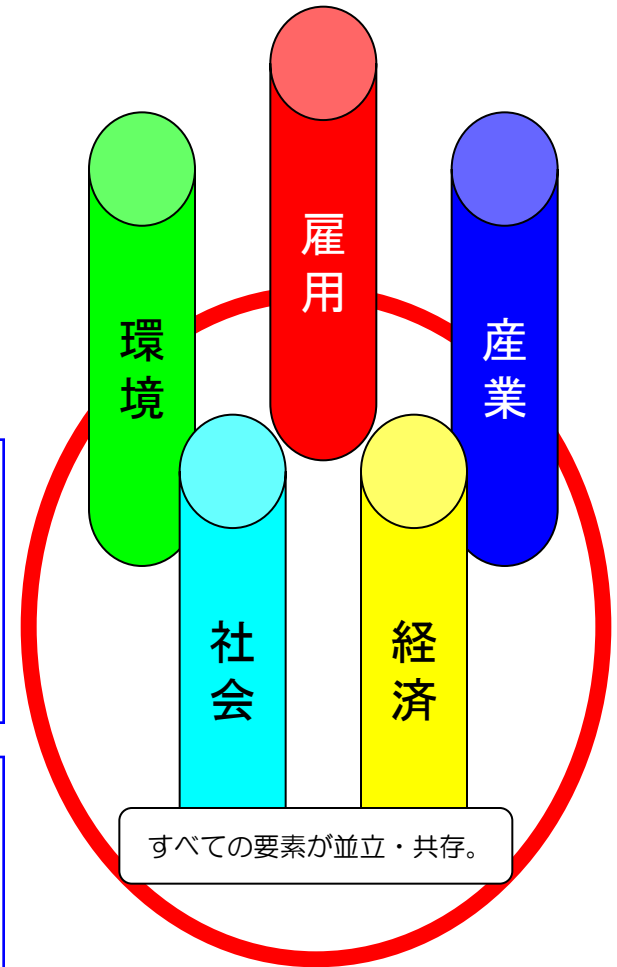
2. 連合の環境政策の基本理念について



「環境」と「経済」の両面に従事する労働者の視点から「雇用」、生活者としての立場から「社会（地域社会も含む）」、「経済」と並んで当然ながら「産業（企業）」、**これらのすべてが並立・共存**できるものでなければ、真に実効性ある「環境政策」とはなりえない。

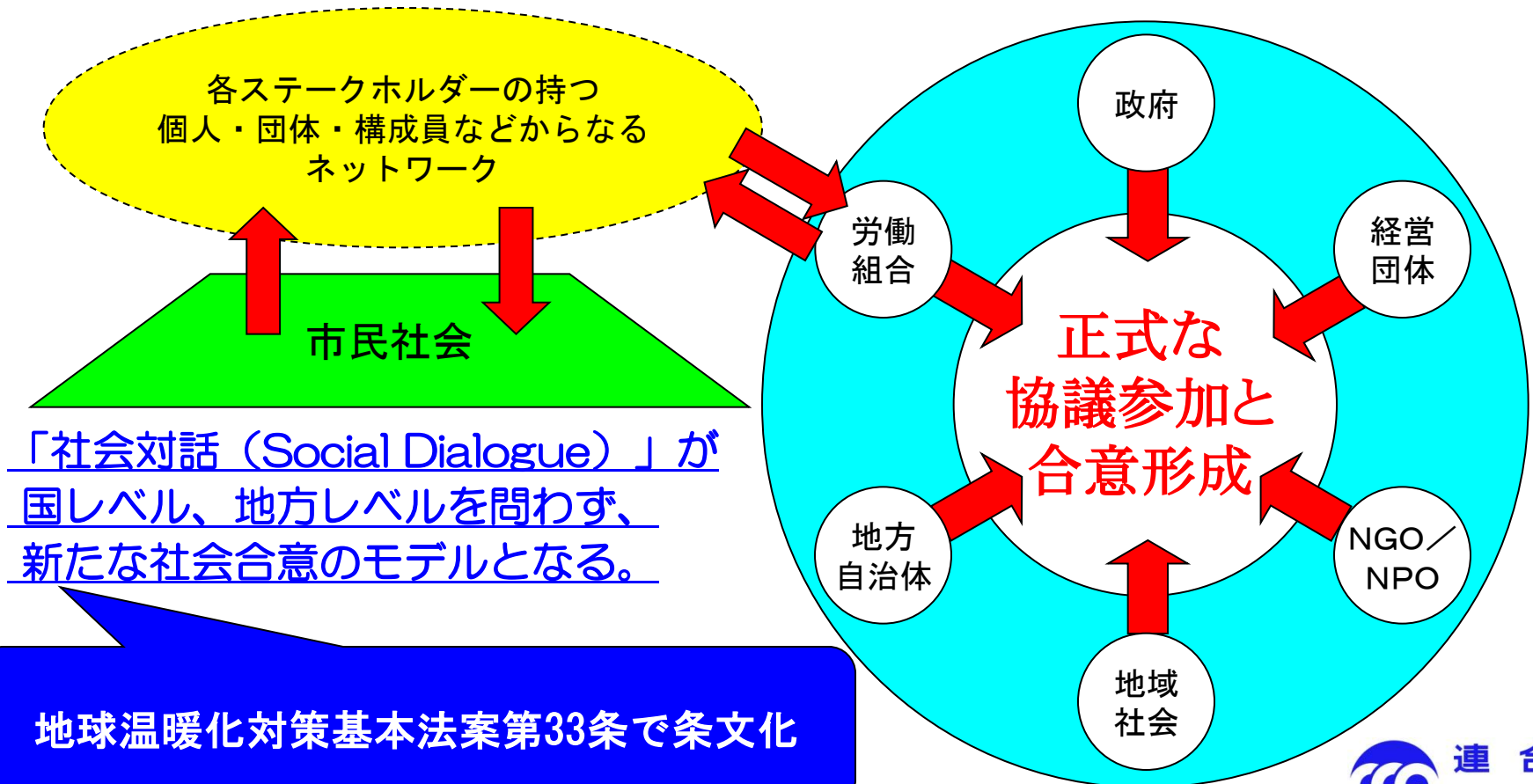
さらに、連合の考える「環境政策」の基本理念を具体化する際は、政労使だけでなく、地方自治体、地域社会やNGO/NPOなど、様々な主体（マルチ・ステークホルダー）が、協議に正式に参加できる合意形成の仕組みが必要。

→この仕組みが「社会対話（Social Dialogue）」。



3. 「社会対話 (Social Dialogue)」 について

これまでの「有識者会議」、「審議会」、「公聴会」などとは異なり、**政労使だけでなく、地方自治体、地域社会やNGO/NPOなど、様々な主体（マルチ・ステークホルダー）が協議に正式に参加できる合意形成の仕組み。**



4. 必須留意事項① 各種施策の位置づけと役割の明確化を

地球温暖化対策基本法案の概要では「法律の必要性」の中で「あらゆる政策を総動員」との考えを打ち出しているが…

1. 規制的手法（建築基準法による建築物の断熱性能性能の向上など）、経済的手法（下記2.）、誘因的手法（減税・補助金、カーボン・フットプリントなど「見える」化を通じた消費行動の喚起）など、**有効な対策・施策の組み合わせ（ポリシーミックス）による相乗効果の発揮を基本**とすべき。

2. 国内排出量取引制度、税制、固定価格買取制度などの基本的施策については、地球温暖化対策に向けた「ポリシーミックス」の観点から、国民的な議論と合意形成を経た上で、**導入の可否も含めた制度のあり方を決定**すべき（＝導入ありき、で議論すべきではない）。

3. 制度設計の内容次第では、国内排出量取引制度と税制など、複数の対策・施策による二重負担の発生も想定されるが、**二重負担を回避するよう制度を設計**すべき。

全体的な政策パッケージの策定を前提として

各種施策（国内排出量取引制度、税制、固定価格買取制度）それぞれの位置づけと役割の明確化が必要。

5. 必須留意事項② マネーゲーム化とカーボン・リーケージの回避を

現時点で国内排出量取引に関する横断的な市場は未整備。

炭素市場参加者の資格制限もなく、投機資金が流入する懸念も。

投機資金の流入排除、及び適切な炭素市場（カーボン・マーケット）の整備・確立が必要。

（＝マネーゲーム化の回避）

国ごとでの規制の強弱、排出削減費用の内外価格差は国際競争力に影響。

過度の排出規制によるカーボン・リーケージ発生への恐れ（＝本末転倒）。

過度に厳しい排出キャップを適用することによる産業・企業の国外流出、及びそれに伴う国内雇用の空洞化と結果としての温室効果ガス排出増加は問題。

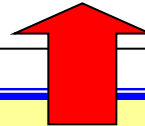
（＝カーボン・リーケージの回避）

6. 必須留意事項③ 経済成長と両立できる排出量の限度（キャップ）を

【地球温暖化対策基本法案第13条第3項】

温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、

- ①一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度（**総量基準**）、
 - ②生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度（**原単位基準**）、
- を併用。



排出量の限度（キャップ）が「総量基準」だけの場合…

- ①現在はまだ存在しない、または規模が小さいが環境対策・低炭素社会づくりの推進に伴い**今後、成長する産業にとって、成長の余地がなくなる、**
- ②既存の産業でも**景気回復に伴う生産量の増大を阻害する可能性がある、**
…など、**却って低炭素社会づくりと経済成長の阻害要因となりうる。**

総量基準の必要性は認識した上で、

**今後、低炭素社会づくりと経済成長を牽引する産業にその
余地を残すためにも、原単位基準の併用は意義あり。**

7. 必須留意事項④ 公平・公正かつ、より実効性のある制度設計を

排出量取引制度は、

- ① 衰退産業においては排出枠が余る（＝結果的には補助金になる）など、**産業構造の変化に対応しきれない他、競争条件を歪めかねない**、
- ② 高効率の部門でも景気動向で生産量が減少した場合や、多くの製造工程で少ない生産数となる高機能製品の場合、原単位は低下せざるをえない（＝**原単位基準でも完全には問題を解決できない**）、
- ③ 排出枠の設定が製造段階に限定され、**消費段階まで含めたLCAに対応していない**、
…など、公平・公正な制度設計の上での問題と懸念がある。

温室効果ガス排出削減に向けた努力は当然の理として受け止めた上で、地球環境問題の解決と低炭素社会づくりに貢献すること、地球益と国益を両立すること、そのためには、以下の視点も併せて検討していく必要がある。

追加視点①

排出量取引に支出する資金が、取引よりも低炭素社会づくりに寄与する技術開発に向かう政策を検討すべきでは。

追加視点②

技術開発を通じた低炭素社会づくりへの貢献を進める上では、トップランナー方式の拡大を検討すべきでは。

8. 必須留意事項⑤ 民生部門－産業部門間の連携を

産業部門だけの排出削減には限界。

↓
エコポイントなどによる、民生部門と連携した取り組みも検討すべき。

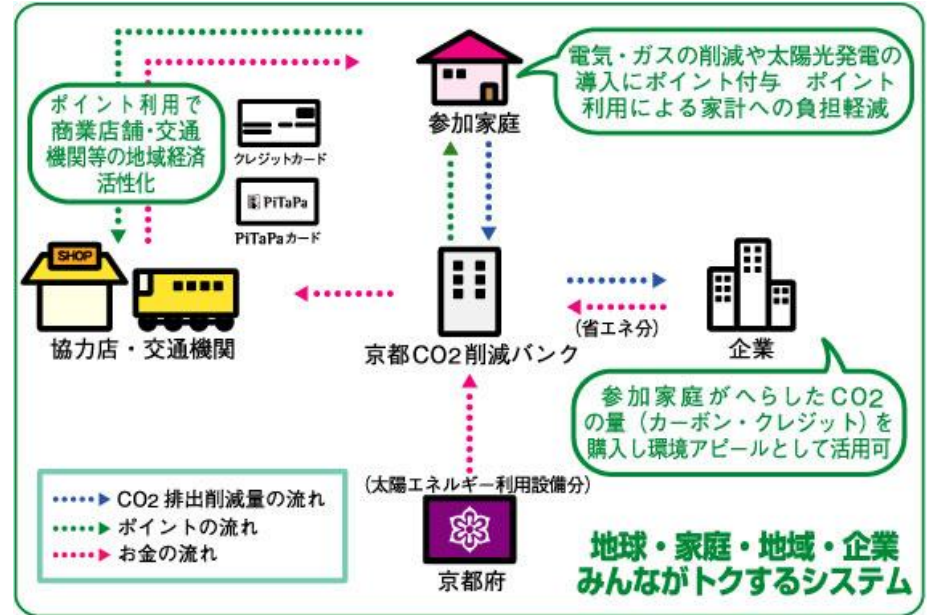
家庭における排出削減の3本柱

- ① 電気、ガス、石油などの適性利用による削減
- ② エコリフォームの推進による削減
- ③ 省エネ・創エネ機器の導入による削減

京都での取り組み概要

- ① 家庭での排出削減を数値化し、エコポイント化する（＝目に見える）。
- ② エコポイントを擬似通貨として流通させる（＝インセンティブ）。
- ③ 企業などは家庭での排出削減を購入し、自らの排出削減として活用する（＝経済的に持続可能）。
- ④ その他、企業などへの税制優遇措置をはかる。

モデル事例：京都CO2削減バンク



「京都CO2削減バンク（京都環境行動促進協議会）」ウェブサイトより。

環境関連での社会的起業の促進

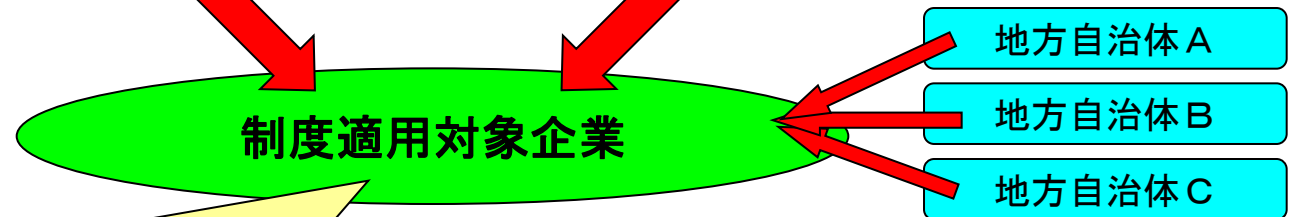
環境関連での社会的雇用の拡大

- ・ エコリフォームの推進による起業促進
- ・ 省エネ・創エネ機器の導入による需要喚起
- ・ E S C O・環境コンシェルジュなどの事業創出

9. 必須留意事項⑥ 地方自治体による排出量取引制度等との整合性を

国による国内排出量取引制度
(地球温暖化対策基本法案)

地方自治体による独自の排出量取引制度
(例：東京都など)



企業（とりわけ全国展開している企業）にとっては、国の制度と地方自治体の制度で
①必要書類の作成・届出、②取引業務の実施・遂行、③取引に際しての費用支出など、
二重三重の負担となる恐れがある。

地方自治体による先進的な取り組み（京都CO₂削減バンクなど）は大いに推進すべきであるが、一方で制度適用対象となる企業にとって過度の負担となる事態は決して好ましくない。

→ 国として、地方自治体による制度との整合性を。

ありがとうございました。

jtuc-shakai@sv.rengo-net.or.jp